

開催年月日 平成28年3月17日(木)

質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員

答弁者 少子高齢化対策監 内海 敏江

子ども未来推進局長 村井 篤司

自立支援担当課長 上田 哲史

質問内容	答弁内容
<p>一 児童相談所の体制強化等について</p> <p>国は、増加する児童虐待に対応するために、児童相談所の増設や、児童福祉司の増員に力を入れるとのことです。本道においても、増加する児童虐待を含め対応する相談所の役割は重要であり、これまでも、対策強化について課題となっているところであります。数点にわたってお伺いしていきます。</p> <p>(一) 児童相談所における発達相談について</p> <p>始めに、子どもの発達状態を、親が適切に把握していないことも、児童虐待発生の要因のひとつとなり得ると考えます。子どもの発達的な特徴に応じた子育ての助言を行う発達相談は、保護者の子育ての不安を軽減し、児童虐待の防止に向けた重要な支援策だと考えます。そこで、児童相談所における発達相談の動向と取組について、お伺いします。</p>	<p>【自立支援担当課長】</p> <p>児童相談所における発達相談についてでございますが、平成26年度の道の8児童相談所における子どもの発達に関する相談の対応件数は、発達障がい等に関する相談が2,693件、言葉の発達の遅れに関する相談が961件、性格や行動上の問題に関する相談が716件などとなっております。</p> <p>児童虐待の要因のひとつといしましては、子どもに障がいがあるなど、養育者にとって何らかの育てにくさがあることが挙げられており、保護者が、子どもの障がい等の特性を理解することや子どもの特性にあった子育ての方法について助言や指導を受けることは、児童虐待を予防する上でも効果的であると考えられることから、児童相談所では、そうした点にも配慮しながら発達相談を実施しております。</p>
<p>(二) 要保護児童対策地域協議会について</p> <p>道内の全ての市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会ですが、虐待を受けた子どもなど、保護が必要な子どもやその家庭について、市町村や児童相談所などの関係機関が集まって協議をし、子どもの養育支援などに大きな役割を果たしていると承知しております。</p> <p>しかしながら、守秘義務を課せられていることもあって、協議会での検討経過や協議内容については判然としません。協議会では、保護が必要な子どもについて、どのように協議が進められており、児童虐待の再発防止に努めているのか、お伺いしたいと思います。</p>	<p>【自立支援担当課長】</p> <p>要保護児童対策地域協議会についてでございますが、市町村に設置されている協議会では、市町村、児童相談所、学校や児童委員など、直接、子どもなどに関わりを持つ地域の関係機関の担当者のほか、事案に応じて当事者である保護者自身が参加し、家庭の状況や課題、事案の危険度や緊急度、見守りや定期的な面接といった家庭への援助方法や時期、頻度などを具体的に検討しております。</p> <p>こうした検討などを通じて、関係機関が同一の認識と、適切な役割分担の下、連携を図りながら、虐待を受けている一人ひとりの子どもやその家族に対する支援を行い、虐待の未然防止等に取り組んでおります。</p>
<p>(三) 苫小牧市への対応について</p> <p>そうした取組を行っていながら、なお、道の児童相談所の虐待相談対応件数は、1,855件と過去最高の件数となっています。相談の件数の値だけで測れるものではないことは承知していますが、決して少なくない件数となっていますし、また、虐待は迅速な対応が求められるものも少なくありません、そのためには、児童福祉司の適切な配置をするほか、昨日も議論となっていましたが、北海道の特殊性もあります、児童相談所からの距離や積雪など、こうしたことと解消するなど相談体制の強化は待ったなしの状態です。先日、新聞報道にもありました</p>	<p>【自立支援担当課長】</p> <p>苫小牧市への対応についてでございますが、胆振・日高管内の児童虐待相談対応件数は、年々増加し、中でも苫小牧市においては、その約半数を占め、迅速な相談対応が求められていることから、市におきましても、地域の声に応えるため、体制の強化を図っております。</p> <p>こうした中、道といたしましても、苫小牧市に室蘭児童相談所の職員が出席して実施しております、「巡回児童相談」の回数を増やすことや、児童相談所職員による臨時の相談窓口の「一日子ども相談所」を市役所内に開設するなど、道としての相談体制を</p>

質問内容	答弁内容
<p>が、苫小牧市は虐待の対応件数が多いけれど、児童相談所所在地である室蘭市からは、車で1時間半かかる状況にあります。道は、苫小牧の現状について十分対応しているとお考えなのか、その見解について伺います。</p> <p>(四) 分室の設置について</p> <p>苫小牧市を中心とした、東胆振、日高地域の道民からは、苫小牧市への児童相談所分室の設置の要望の声が挙がって久しくなっております。依然として、分室の設置はされていませんけれども、何が課題になって分室の設置に至らないのかお伺いいたします。</p>	<p>確保するとともに、本年度から、児童相談の実務に精通した道職員1名を派遣するなど、市が周辺地域において児童相談に関する中核的機能を担うことができるよう、支援を行ってきております。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>児童相談体制についてでございますが、道では、苫小牧市との一層の連携のもと、室蘭児童相談所による巡回相談や臨時の相談窓口の開設などの取組を進めますとともに、本年度から開始した道職員の派遣の効果などについて検証を行うこととしております。</p> <p>これに加えまして、現在、国が検討中の都道府県と市町村の役割の明確化や市町村における子どもや家庭に対する支援機能の拡大など、相談支援に関する児童福祉法改正の動向も十分に踏まえながら、相談体制の不断の見直しを行ってまいる考え方でございます。</p>
<p>(四) 一再 分室の設置について</p> <p>国の法改正の動向を踏まえて検討するといった御答弁だったと思うんですが、日々、子どもたちが成長していますし、支援が必要な子どもたちは、今、現在もいるのです。こうした検討をしている間について、どのように対応していくかとしているのか、その考えについてお伺いします。</p>	<p>【子ども未来推進局長】</p> <p>児童相談体制について重ねてのお尋ねでございますが、現在、国におきまして、自治体の相談支援に関する児童福祉法改正案を、今国会に提出する方向で検討中であると承知をしておりまして、道としては、こうした国の動向を注視する必要があるものと考えております。</p> <p>道では、今後も引き続き、市への巡回相談や臨時の相談窓口の開設などの取組を進めることとしておりまして、市との一層の連携のもと、子どもや家庭などへの相談支援が円滑に行われるよう努めてまいる考え方でございます。</p>
<p>(五) 児童福祉司の配置について</p> <p>取りこぼしのないような強化を改めてお願いしておきますが、こうした中で、児童相談所における児童福祉司の地方交付税措置は、現行で、人口170万人の標準団体に36人の配置です。来年度においては、3名増の39人に増加させるという国の方針です。</p> <p>児童福祉司の増員は重要課題です。昨日も委員会でこの話は他会派の方で御答弁いただいてますけれども、改めて新年度で増加配置を行うべきと考えますが、見解についてお伺いしておきます。</p> <p>虐待という行為によって、子ども達の心が傷つけられたり、ましてや命が奪われるといった、悲惨な状態が繰り返されることのないように、行政、議会私も道民の一人として役割を果たしていくことが、求められているというように思っております。</p> <p>是非、力を合わせてそういう方向に持つて行きたいと思います。</p>	<p>【少子高齢化対策監】</p> <p>児童相談所における職員配置についてでありますが、道では、児童相談所に、相談対応を行う児童福祉司のほか、心理学的な援助を担当する判定員、一時保護所において、子どもの保護や行動観察を行う福祉指導員や保育士などを配置いたしますとともに、道独自に家庭的養護や里親の支援を担当する専任の主査を配置しており、こうした職種の連携のもと、複雑・多様化する子どもや家庭を巡る問題、児童虐待相談など、対応が難しい事案に対応しております。</p> <p>また、児童相談所の組織体制につきましては、相談や判定などの業務実態を踏まえながら、毎年度検討を行い、これまで関係職員を増員してきたところでございまして、来年度においても、虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童福祉司の増員を図ることとしております。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管）開催状況
 開催年月日 平成28年3月17日（木）
 質問者 共産党 菊地葉子 委員
 答弁者 保健福祉部長 村木一行
 福祉局長 坂本明彦
 障がい者保健福祉課長 湯谷隆博
 精神保険担当課長 加倉雅代

質問内容	答弁内容
二 障がい者の差別解消について (一) 障害者差別解消法と道条例について <p>障害者差別解消法が4月から施行されることに伴って、北海道の障がい者条例ですね、その改正が提案されています。</p> <p>「差別的な取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について、行政機関と民間事業者、道民それぞれ、「義務」と「努力義務」の規定がどのように整理されるのか、最初にお伺いいたします。</p>	<p>【障がい者保健福祉課長】 障害者差別解消法などにおける規定についてであります、障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を目的として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために制定されたものであり、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の実施の2つの柱についての対応などを規定しているところでございます。</p> <p>法では、この2つの柱の対象を、国、独立行政法人、地方公共団体などの行政機関などや商業その他の事業を行うすべての事業者とし、「不当な差別的取扱い」の禁止につきましては、行政機関等及び事業者ともに義務とし、また、「合理的配慮」の実施につきましては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされており、北海道障がい者条例につきましても、法に合わせた規定の改正を本定例会において提案しているところでございます。</p> <p>なお、法においては、国民についての特段の規定はありませんが、条例では、道民は、「不当な差別的取扱い」の禁止を義務とし、「合理的配慮」の実施については努力義務としているところでございます。</p>
(二) 道の条例における独立行政法人、指定管理者等の位置付けについて <p>昨日もこの委員会で、北海道の条例に基づく取組の内容は詳しいやりとりがありましたので、私は次の点だけ、質問させていただきます。</p> <p>法律では、「合理的配慮の提供」については、独立行政法人を含む行政は「義務」ですが、指定管理者を含む民間は「努力義務」になっています。</p> <p>道の条例においてはですね、道の指定管理者について、民間と同じではなく、行政機関である道に準じて「合理的配慮」の提供を「義務」とすべきと考えますが、道の認識と対応についてお伺いいたします。</p> <p>また、独立行政法人に対しては、どのような対応をしてきたのかお伺いしたいと思います。</p>	<p>【福祉局長】 指定管理者などへの対応についてでございますが、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、公設民営など、行政機関等がその事務や事業の一環として設置し、事業者に運営を委託している場合などは、提供される合理的配慮の内容が、分野、業種、状況等により違いがでてくることから、指定管理者を含め、受託側の「合理的配慮」については努力義務としており、道も同様の考え方しております。</p> <p>しかしながら、公設民営において、障がいのある方が不利益な取扱いを受けてはならないことから、関係部を通じまして、指定管理者はもとより、独立行政法人に対し、法律の趣旨の徹底を図ってきておりますほか、道の「職員対応要領」を配布するなどいたしまして、障がいのある方への適切な対応が行われるよう働きかけているところでございます。</p>
三 障がい者の公共交通運賃割引について (一) バス運賃割引の実施状況について <p>平成24年の7月に、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正されて、運賃の割引対象者に精神障がいの方も加えられました。しかし、北海道</p>	<p>【精神保健担当課長】 精神障がいのある方々に対しますバス運賃割引の状況についてでございますが、道が毎年度行っております実施状況調査では、平成27年7月時点で、</p>

質問内容	答弁内容
<p>内の路線バス事業者についての取組が遅れています。</p> <p>この改正された2012年ですね、精神障がい者への運賃割引実施バス事業者は、その当時12社だったんですが、直近ではいくつの事業者が割引を実施されているのか、お伺いしたいと思います。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳を保有する方々に対して、独自に運賃割引を実施している道内の民間乗合バス事業者数は、46事業者中、25事業者となつております。乗合バス事業者の標準運送約款に精神障がい者への運賃割引を明記する改正がありました。平成24年7月以前と比較しますと、13事業者が増えているところでございます。</p>
<p>(二) いさりび鉄道における運賃割引について</p> <p>実は、私ども日本共産党としても、バス協会への申し入れをしてきましたし、北海道のみなさんも様々な取組をしてこられたことも承知しています。そういうこともあるって、少しずつでも前進が見られているところですが、道の第三セクターですね、このいさりび鉄道における運賃の割引についてちょっとお尋ねしたいんですが、全国の精神保健福祉会ですね、この連合会の取りまとめによりますと、各県の第三セクターの鉄道ですね、青森県の青い森鉄道あるいは岩手県のIGいわて銀河鉄道、熊本県や鹿児島県のおれんじ鉄道などが精神障がい者の運賃割引を実施しています。</p>	<p>【精神保健担当課長】</p> <p>いさりび鉄道における運賃割引についてでございますが、道では、身体障がいや知的障がいのある方々と同様に、各種交通機関におきまして、精神障がいのある方々の運賃割引が実施されることが望ましいと考えております。これまで、JR、各航空会社等の交通事業者やバス協会、ハイヤー協会などの関係団体等へ要請を行ってきたところであります。「道南いさりび鉄道株式会社」に対しましても、同様に要請してまいりました。</p>
<p>(三) HACにおける運賃割引について</p> <p>同様にですね、道が出資しているHACについても、精神障がい者を割引対象とすべきではないかというふうに考えるものですが、保健福祉部の見解をお伺いしたいと思います。</p>	<p>【精神保健担当課長】</p> <p>北海道エアシステムにおける運賃割引についてでございますが、道では、先ほども申し上げました考え方から、これまで、同社に対して要請を行つていまいりましたが、航空事業者におきましては、精神障がいのある方々を割引対象としている状況にありますことから、他の航空事業者と同様に要請を行つてまいりました。</p>
<p>(四) 今後の対応について</p> <p>今後の対応についてお伺いしたいと思うんですが、札幌や函館、旭川、北見の4市ですね、バス会社と契約して精神障がい者の運賃割引を行っています。</p> <p>道として、バスやJRをはじめ、公共交通の運賃割引が、障がいの種類により差が無く行われるよう、どのように取り組んでいかれるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>運賃割引に関する今後の取組についてでございますが、道におきましては、精神障がいのある方々についても、身体障がいや知的障がいのある方々と同様の運賃割引が実施されることが望ましいという考え方の上で、交通事業者や団体等への働きかけを行つてきているところでございます。</p> <p>特に、乗合バス事業者に対しましては、平成24年7月の標準運送約款改正を踏まえた運賃割引の実施について文書により要望を行つておりますほか、各保健所におきましては、地元市町村と連携した要請を行つてきているところでございまして、本年度におきましては、札幌市内にあるバス協会などの関係団体やJR等の大手交通事業者に対し、札幌市と合同で事業者を訪問をいたしまして、要請を行つていまいりました。</p> <p>道いたしましては、精神障がいのある方々に対する割引制度について、今後とも、実施について交通事業者等への要請を重ねるとともに、国に対し、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>様々な障がいを持った方たちも含めて、平等にしつかりと、その個性を生かした生活ができるっていう意味では、そういう人たちがきっと移動を助ける、あるいは社会に参加している、そういうことを手助けする取組だということでもつながっていきますので、是非この方面でも力を入れていただきますよう、申し入れまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>	<p>早期実現を強く働きかけてまいります。</p>